

官民競争入札等監理委員会
第 19 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 19 回 官民競争入札等監理委員会 議事次第

日 時：平成 19 年 3 月 23 日（金） 10:00～11:30

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

- 1 . 開 会
- 2 . 厚生労働省からの報告
- 3 . 社会保険庁からのヒアリング
- 4 . 18 年度措置事項の報告
- 5 . 公共サービス改革法一部改正法案について（登記関係）
- 6 . 監理委員会の当面の進め方について
- 7 . 閉 会

< 出席者 >

（委員）

落合委員長、斉藤委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、小林委員、本田委員、
吉野委員

（厚生労働省）

水野知親職業安定局首席職業指導官、藤浪竜哉首席職業指導官室課長補佐、
渡部幸一郎首席職業指導官室課長補佐

（社会保険庁）

中野寛総務部総務課長、今別府敏雄運営部企画課長、長田洋運営部年金保
険課課長補佐

（事務局）

河内閣審議官、中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、熊埜御堂参事官、
野島参事官、徳山企画官、堀内企画官

落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第19回「官民競争入札等監理委員会」を開かせていただきます。

まず、田島委員が2月23日付で監理委員会委員を退任されましたことを御報告いたします。

本日は、寺田委員、増田委員、森委員は御都合のため欠席です。

本日の議題でありますけれども、第1に求人開拓事業の入札結果等について、これは厚生労働省からの報告を聞くということであります。

第2に社会保険庁改革法案について、これは社会保険庁からのヒアリングであります。

それから、第3に公共サービス改革基本方針において、平成18年度中の措置が規定されているものについて、事務局からの報告を受ける。

第4に、今、通常国会に提出されております公共サービス改革法、一部改正法案につきまして、事務局からの説明を受けるということであります。

最後に監理委員会の当面の進め方等につきまして、事務局から説明があるということで、この順序で進めたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それではまず最初の議題であります、求人開拓事業の入札結果等につきまして、厚生労働省職業安定局、水野首席職業指導官から御報告をお願いします。

水野首席職業指導官 厚生労働省の首席職業指導官の水野でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

ただいまお話がございました求人開拓事業でございますけれども、これは当初5地域について民間に委託をするという予定でございましたけれども、結果といたしまして、3地域で落札者が決まらなかったということでございます。

その経緯等につきまして、お手元の資料の1-1のところの2と3のところに書いてありますけれども、高知と長崎の2地域につきましては、そもそも応札が全くなかったという状況でございます。

北海道につきましては、応札はございましたけれども、入札価格の方が予定価格を上回ってございましたために落札とはならなかったということでございます。

以前、この委員会で御審議をいただきました「市場化テスト」の実施要項によりますと、こうした場合には、再度公告入札をやるということになっておりましたので、今回も、こうした再度公告入札をやったわけでございますけれども、それがお手元の資料の2のところでございます。

ただ、その結果、資料にございますように、高知と長崎につきましては、相変わらず応札が全くないということでございます。

北海道につきましては、1社から応札がございましたけれども、入札価格が予定価格を下回ることはなかったということございまして、再度公告入札をやっても結局3地域とも落札者が決まらなかったということでございます。

あと、なぜ今回のような事態になったかという理由でございます。これにつきまして、

お手元の資料の3のところがございますように、高知と長崎の場合は、民間事業者が既に他の事業で手いっぱいということでございました。

北海道につきましては、次のページになりますけれども、国が示した確保されるべき事業の質があるわけがございますけれども、その確保されるべき事業の質を達成するのに必要な経費を積算すると、どうしても予定価格を上回ってしまうということでございました。

以上が、これまでの経緯でございますけれども、それでは、今後どうするのかということになるわけがございますけれども、今度は、お手元の資料の4の方をご覧いただきたいと思います。

基本的な考え方といたしましては、1番目のポツにございますように、既に御議論いただきました実施要項によりますと、再度公告入札によっても落札者が決定しない場合は、国が自ら事業を行うことになっておるわけがございます。

ただ、現実問題といたしまして、3つ目のポツのところがございますように、そのための予算がございませんので、どうしたらいいか頭を抱えているというのが現状でございます。

勿論、2つ目のポツにございますように、求人開拓ができませんと、結局困るのはハローワークの求職者の方ということになりますので、そうならないように何とかしなければならぬと思っておりますけれども、具体的にどうしたらいいか、本当に困っているというのが正直なところでございます。

最後に今後の課題でございますけれども、5の1つ目のポツにございますように、今回のように民間事業者の応札の有無によって求職者の就職に不可欠な求人開拓事業の実施ということが影響されるということは、本来あってはならないことだと思っております。

そういうことで、今後、「市場化テスト」の枠組みの中で、対象となる事業が確実に実施できるような、そういう仕組みを考えていかなければならないと思っております。その点につきましては、監理委員会や事務局の方ともよく御相談をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それではただいまの御報告につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

逢見委員、どうぞ。

逢見委員 3地域で応札がなかったので国がやらざるを得ないけれども、必要な財源がないため、苦慮しているところとの説明でした。ではどうするのかということになります。まさかやらないということにはならないと思うんです。

平成19年度については、とにかく知恵を絞って空白がないようにしなければいけない。その知恵の絞り方として、苦慮はしているんでしょうけれども、苦慮した上の知恵というのはないのかどうか伺いたいと思います。

落合委員長 どうぞ。

水野首席職業指導官 今、御指摘のように、求人開拓というのは、それぞれの地域の求職者の方の就職を促進する上で、本当に不可欠な事業でございます、国として空白の期間を設けることは絶対にあってはならないというふうに思っております。

ただ、これも繰り返しになりますけれども、そのための予算がそもそもございませんので、具体的な対応というのは、本当に困っているということでございまして、一番いいのは、もともと民間委託ということで予算を組んでおりましたので、それを国が直接使えばいいわけでございますけれども、費目が違うということで、それは予算の仕組み上できないということでございます。

ただ、いつまでも困っているとい使用っているだけでは仕方ないわけですし、4月も目前に迫っておりますので、そここのところの対応は、今どういうことができるかいろいろ考えてございまして、具体的に目途が付いたら、改めて事務局の方とよく御相談をさせていただきたいと思っております。いずれにしても空白ができないようにやってまいりたいと考えております。

落合委員長 他にございますか。榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 今回は民間事業者のみの入札だったんですが、やはりこれはこういうことも想定できないわけではない。今回は、まだ予算の苦慮をされていると思うんですが、案件がまだ小さいわけですね。これからもっと大きなものが出てくるといったときに、もっと苦慮することになるわけです。

そうすると、要するに原則官民競争でやらないと、民が応札しないということも十分あり得るということを想定の下に、官民でやらないといけないのではないかなと思うのです。

そうすると、もっと予算の前倒しをしないといけないということですかね。前倒しというか、入札をしないと、予算に間に合うようにやらなければいけないということになるのですか。

水野首席職業指導官 今、御指摘の官民競争入札については、昨年から御議論をさせていただいてございまして、それをやるにはいろいろクリアしなければいけない課題があるのですが、それはまた今後別途御相談させていただくことだと思っております。

そもそも、確かにこういうことは今後もあり得るのかもしれませんが、私どもとしましては、これだけ「市場化テスト」と言われております中で、しかも今回の求人開拓事業というのは、民間の御要望があったので、それを受けて「市場化テスト」の対象にさせていただいたわけでございますけれども、それにもかかわらず、5地域のうち3地域も応札がないというのは、全く想定外のことでございまして、正直申しまして、これが1地域ぐらいだったら、まだ、私どもの手持ちの相談員、今年は大幅に減っているので難しいとはいえ、何とかやりくりするということがあったかもしれないのですけれども、3地域という半分以上も応札がないというのは、全く想定外のことでございました。

そういうことを言っても仕方がないので、今、入札の時期を早めるという御指摘がありましたけれども、それも確かに一つの方法でございまして、入札の時期を早めて事業実施

の主体が予算要求の前までに、どっちがやるかと固まれば、それに応じた予算要求をするというのはあり得るかと思えます。ただそれはそれで一方で問題があって、あまり早めてしまうと、その前の事業の実施状況を実施要項の策定に反映できなくなってしまいますし、それから情報の開示も不十分になってしまう。そういうこともございますので、また、これからよく検討して御相談をさせていただきたいと思えます。

榎谷委員 それから、一つはコスト面で合わなかったという話ですね。たしか旭川はモデル事業をやったのでしたかね。

水野首席職業指導官 モデル事業の2期目に対象になっております。民間事業者にやっていただいております。

榎谷委員 ということは、コスト面でよく議論される中で、要するに民間というのは官の仕事をやるとというのが一つの看板になるので、無理して取るんだと、それはそれでコストが下がるという意味では競争入札、マーケットの論理で間違っていないと思うのですが、それだけに頼っているとこれは継続しないです。

そういう意味では、入札予定価格が合理的だったのかどうかというのが疑問というのの一つ。

もう一つ、これは性格上仕方がないと言うかもしれませんが、1年だけですね。1年だけのものに対して、民間もなかなか投資がし切れないわけです。そうすると、他のものがあるのだったら他のものをやろうかと、2年、3年続く方が、1年目でやってまたそれでいろいろ投資をして、また2年、3年ということになるのではないかと思うのですが、これは性格から、1年だ、というふうにおっしゃっているのですが、やはり1年というのは民間としてはかなり厳しい条件ではないかと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

水野首席職業指導官 まず、最初の御指摘の予定価格の方でございますけれども、これは私ども国が自ら事業を実施しているときの経験を踏まえて十分な経費を積算させていただいたつもりでございまして、求人開拓推進員の人件費だけではなくて、求人開拓を行うための交通費も含めて、すべての経費を積算させていただいたものでございますので、それが不当に低かったということはないのではないかと考えております。

あと、1年だけでは難しいのではないかとということでございますけれども、確かにこれは前からそういう御議論があったわけでございまして、前から御説明させていただいておりますように、求人開拓の対象地域というのは、雇用情勢の変動によって毎年変わってくるので、来年も再来年もこの地域でやるというのは、あらかじめ決めることが不可能だということがございます。

そうはいても、1年では民間の方の投資も難しいのではないかと御指摘でございますけれども、確かに求人開拓以外のキャリア交流プラザとか人材銀行とか、そういったものについては、いろいろ投資みたいなものが必要になってくるかもしれませんので、こちらの方は3年ということにさせていただいておりますけれども、求人開拓の方は、極端

に言ってしまうえば、推進員を雇って、事業者を回って求人を取ってくるというだけの事業でございますので、投資ということは、そんなに必要ないのではないかと考えております。

榎谷委員 投資といっても人材の投資だと思うんです。設備投資というのは、おっしゃるとおり要らないと思うんですけれども、人材として1年やってみて、もう少しいろんな教育をしてみて、2年目で成果を上げていく、民間は今まで経験がほとんどないわけですから、似たようなことはやっているかもしれませんが、やはり1年、2年、3年でレベルアップしていったら、3年間で全部回収しようとするとか、そういう発想は民間はするわけです。

ところが、1年切りで人を採用したのはいいけれども、来年はないようなことに、いわゆる我々で言うとゴーイング・コンサーンではないわけですね。そういうものに対して民間が極めて参入しづらいのではないかと考えるんです。

水野首席職業指導官 確かに人材面の投資というのは、おっしゃるとおりだと思います。そのところは、なかなか今すぐいい知恵はないのですけれども、例えば対象地域が変わっても民間であれば、人の移動がある程度自由にできるのであれば、別の地域に使うという仕組みは、もしかしたらあるのかもしれない。

落合委員長 榎谷委員、よろしいですか。

榎谷委員 コスト面も、やはり旭川でヒアリングをされたわけですね。「確保されるべき事業の質を踏まえて、十分な体制を確保するには必要な経費を積算した結果、予定価格を上回った」ということで、民間はそんなにぼっているとは思えないんです。それで試算してみて、やはり上回ったということは、我々でいうと、直接経費だけを官の方は見ているんです。間接経費も若干見ているんですけれども、それは民間がやると、間接経費の部分の管理経費もかなりかかっているのではないかと考えます。

もし、必要な経費の積算を分析で示していただければ、どこがどう違うんだということをよく分析をしていただければ、今後の積算に生かしていただければと思います。

水野首席職業指導官 その点は、よく分析をさせていただきたいと思います。

落合委員長 他にございますか。吉野委員、どうぞ。

吉野委員 この積算の単価は5地域全部同じだったわけですね。

水野首席職業指導官 具体的な予定価格については、入札の公正な実施に影響が出てまいりますので、恐縮ですが説明は差し控えさせていただきたいと思います。

渡部職業安定局課長補佐 基本的に、配置する求人開拓推進員の数は同じ規模ということで対応しておりますので、そう大きく変わらないと思っていただいて結構です。

吉野委員 来年こういうことがあるとすれば、官民で是非やっていただきたいと思うのです。その場合に、先ほど不当に低い予定価格ではなかったということをおっしゃったのだけれども、それをクリアーすることは可能だと思いませんか。

水野首席職業指導官 まず官民競争入札は、先ほどもお話がございましたけれども、昨年来御議論させていただいておりますけれども、いろいろなクリアーすべき課題があるの

ですが、そこは別途よく御相談をさせていただきたいと思っております。

もう一つの御質問の趣旨は、国が予定価格の範囲内でちゃんと事業を実施できるかどうかということかと思えますけれども、それはもともと国で実施できると考えて積算した額でございますので、当然できると思っていますし、必要があればその辺は情報開示をさせていただきたいと思えます。

落合委員長 本田委員、どうぞ。

本田委員 今の話にも関連しますけれども、予算が流用できないからということは非常におかしいなという感じがします。

今後の課題で本末転倒ではないかと思うのは、今回のこういうことで「求職者の雇用の安定に不可欠な求人開拓事業が確実に実施されるよう担保する仕組みを早急に」とありますが、求人開拓事業は皆さん大事な仕事なのでしょう。入札をやったから、みんな応札できなかったからできなくなるとかいうのは本末転倒ではないかという感じがするのです。

予算の問題にしても、この業務自体が重要だからこそ、自分でやるか、または民間でやるというのは、すべて質とコストの両面でよくしようということでしょう。民間で出なかったときは、それに代わることが官でできるようになっていないとおかしいのです。応札者がなかったために、こういう問題が起こりましたというのは、私は事業実施の方法として、おかしい論理ではないかと思えます。

水野首席職業指導官 予算の流用の関連でございますけれども、これは「市場化テスト」の仕組みを考えると、もともとこういう問題がございまして、いろいろ御相談をさせていただいた経緯があったかと思えます。

予算の仕組みの話になってしまって恐縮でございますけれども、民間委託をする場合は委託費ということで、国が自ら事業を実施する場合は、求人開拓推進員を雇うための謝金ということで費目が全然違って、予算の仕組み上、その間の流用はできない。要は、予算は趣旨と違う使い方はできないということになっております。

本来、両方のケースがあり得るので、委託費と謝金と両方要求できれば一番いいのですけれども、一つの事業にダブルの要求をすることはあり得ないので、いろいろ御相談があったかと思うのですけれども、それが結論が出ないままここまで来てしまったということでございます。そうは言っても、求人開拓事業というのは、非常に大事な事業なので、確実にやらなければいけないというのは、おっしゃるとおりなので、私どもも5地域のうち3地域も応札がなかったという状況ではなくて、1地域くらいであれば、まだ何とかできたと思うのです。

3地域も応札がないということは、1地域7人でございますから、21人もの求人開拓推進員の予算をひねり出さなければいけない。こんなに応札がないというのは想定外のことなので、そこは確かに準備が不足だったというのは、甘んじて御批判を受けますけれども、ここまで応札がないとは、本当に信じられないような思いでございます。

いずれにしても、そんなことは言っていられないので、お手元の資料に書いておきまし

たのは、二度とこういうことがないように、先ほど御指摘があったように、入札の時期を早めて、実施主体が決まったら決まった段階で予算要求ができるような、そういうことも含めて、よく御相談をさせていただきたいと思っています。

小幡委員 重ねて1点だけ、想定外というふうにおっしゃるのですが、その原因を解明するということはまず大事ですが、我々は昨年から言っておりますように、やはり官民競争入札が本来の筋ではないかという話を申し上げているから、こういうことになれば、やはり官民競争入札でやっていただければよかったです。

ですから、予算の在り方、官民競争入札にした場合の予算のタイミングとの関係で、時期をどうするかと、そういうことも含めてよくお考えいただければと思います。

水野首席職業指導官 先ほどから官民競争入札のお話が出ておりますけれども、これは昨年来、御議論させていただいておりますように、情報の遮断の問題がございましたが、いろいろ技術上の問題がございますので、そのところはよく御相談をさせていただく必要があるかと思っております。

落合委員長 まだ、いろいろ御意見があろうかと思っておりますけれども、予定の時間ですので、求人開拓事業の入札不調に関する厚生労働省からの報告は終了したいと思います。

ただいま、御説明がありましたので、今回、再入札しても応札者がなかった。こういった事業の実施につきましては、国自らが実施することはやむを得ないという整理にならざるを得ないかと思っておりますが、これでよろしいでしょうか。

なお厚生労働省におかれては、今回の事態が生じた原因等について、十分分析整理をしていただくとともに、この件に関しましては、監理委員会としても実施状況を十分に把握して、今後こういうことにならざるべく起こらないように、対応していかなければいけないというふうに考えておりますので、適宜御報告等をお願いしたいと思います。

そして、こういう不調があったということで、即、官の方のサービスが優れており、コスト的に優れているのだ、という結論を導くものではない。つまり、官民競争入札を行って、そこで透明な形での検証というものがなされた結果、そうなったんだというあれは、はれて官がコスト的にも優れたサービスを提供しているということになりますけれども、今回の件につきましては、そういう検証がないままのことなので、是非、今、委員の方からも意見が出ましたけれども、官民競争入札を積極的に取り組んでいただいて、胸を張って、官としての方がサービスの的にもコスト的にも優れているというようなことを是非立証できるようにしていただきたいと思っています。

本当に、今日はお忙しいところどうもありがとうございました。

(厚生労働省関係者退室)

落合委員長 それでは続きまして、社会保険庁改革法案につきまして、社会保険庁からヒアリングを行うということにしたいと思います。

(社会保険庁関係者入室)

落合委員長 それでは、社会保険庁の国民年金保険料収納事業の実施要項案につきまし

て、今後、入札監理小委員会で御審議いただくことになるわけですが、これとの関係も含めまして、社会保険庁改革法案の内容につきまして、御説明をいただきたいと思えます。

社会保険庁の中野総務課長、どうかよろしく願いいたします。

中野総務課長 社会保険庁の総務課長の中野と申します。よろしくどうぞお願いいたします。それではお手元の資料に従いまして、社会保険庁改革関連法案について、簡単に御説明を申し上げたいと思えます。

資料 2 - 、2 - 、2 - という資料に従いまして、御説明申し上げたいと存じます。

資料 2 - の 1 ページ目をご覧くださいと存じます。今回、社会保険庁につきましては、二つの法案を国会に提出させていただいております。

その 1 本目の法律は、日本年金機構法案というものでございまして、新しい公的年金の運営主体を設置する法律案となっております。

法律案の概要を 1 枚にまとめておりまして、1 のところに記載しております。

名称は日本年金機構。

役員及び職員については非公務員といたしまして、民間的な勤務条件で仕事をしていくことといたします。

国の監督としましては、厚生労働大臣が直接に管理監督する。事業計画・予算等の認可あるいは業務改善命令等が発せられる仕組みといたしております。

設立でございますが、平成 22 年 4 月までの政令で定める日としておりますが、予定といたしましては平成 22 年 1 月、年末年始の休みを使いまして、コンピュータの切り替えを行いたいと考えております。その際、同時に社会保険庁を廃止することとなります。

「2. 国と新法人の役割」でございます。

1 つ目の に記載しておりますけれども、国は公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担う。具体的には、特別会計を備え、保険料徴収・年金支払は国の歳入・歳出という扱いにする。あるいは年金手帳、証書等について、国の名義とする。

こういった国の責任の下で、2 つ目の にありますように、法人が一連の業務について担っていくという仕組みでございます。

その中で法人が滞納処分なども含めて業務を担っていくことといたしますが、3 のところに記載をいたしておりますけれども、2 つ目の にございますが、悪質な滞納者に対する滞納処分については必要があると認めるときは、この新しい法人から申し出に基づきまして、その滞納処分を国税庁長官に委任ができるという規定を設けることとしております。

4 点目、民間へのアウトソーシングも積極的に取り組むということといたしております。この法人が直接行う業務と民間へアウトソーシングをする業務につきましては、法人設立に先立ちまして、学識経験者の意見を聞いた上で政府が基本計画を閣議決定することといたしております。

黒ポツの 1 点目でございますが、自ら行う業務と委託する業務の区分をあらかじめ定め

るということになります。

5番目の点でございますが、この新たな組織の職員の採用につきましては、設立委員が条件を提示しまして、職員募集をしていく。

その具体的な個々の職員の採否については、2つ目の にごございますように、人事管理の学識経験者の意見を聞いて、設立委員が決定をしていくということにいたしております。

2ページ目、法律案の概要がございます。重複の点は省きまして、簡単に説明させていただきます。

法人の組織は1ページ目の下にございますけれども、役職員の地位は先ほど申しましたように、非公務員といたしますけれども、刑法等の罰則については公務員とみなすこととしております。

2ページ目、法人の事務組織は、本部、ブロック、年金事務所という構成といたします。

業務運営について、国と公法人の役割分担は先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

4のところに記載しておりますが、民間委託について、2つ目の にごございますが、委託を受けた者についても秘密保持義務を課すことといたしております。

3ページ目は、業務方法書、年度計画あるいは報告聴取等の厚生労働大臣の監督に関する財務・会計等の規定でございます。

4ページをご覧くださいと存じます。法人の設立までの準備過程としまして、まず成立前に基本計画というものを定める。先ほど御説明を申し上げました学識経験者の会議を設けまして、その御意見を踏まえて、業務の振り分けについて基本計画に定めていくということにいたしております。

そのほか、5ページ目。この機構の改革に伴いまして、現在の厚生年金保険法、国民年金法等の規定の改正や国税庁への委任の規定などの整備を行うこととしております。

以上が、大変取り急ぎでございますけれども、日本年金機構法案の概要でございます。

もう一つの法律案について、簡潔に御説明申し上げたいと思います。参考資料を少し飛ばしていただきまして、資料2 - というものが上から11枚目ぐらいのところに入っております。通し番号がなくて恐縮でございます。

資料2 - 「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要」でございます。

組織の改正だけではなく、社会保険庁がこれまで行ってまいりました業務について、サービスの向上を図る必要がある。あるいは保険料収納を向上しなければいけない等々のさまざまな御指摘がございまして、それに対応するための業務面の改革に関する法律でございます。

「I. サービスの向上」につきましては、一つは住所変更届の省略ということで、住基ネットワークから被保険者の情報を取得することで、いちいち氏名や住所の変更を届け出ていただくことを省略するなどの改善を図ろうというものでございます。

1 ページ目の下に「II. 保険料の収納対策の強化等」がございますが、クレジットカードによる保険料納付が可能となるような法的な手当をしたい。

2 ページ「2. 社会保険制度内での連携による保険料納付の促進」ということで、として、市町村との連携。

として、社会保険に密接に関わる事業者と保健医療機関との連携を図るもの。

といたしまして、事業主に従業員で国民年金に加入している方々に対する手続や周知等につきまして、御協力をいただくための規定を設けたいということです。

3 ページ目でございますが「III. 公正・透明・効率的な運営の確保」ということで、年金保険料を年金事務費に充当を特例措置として行ってきたものを恒久化するなどの改正を行うことと併せまして、3 の にごございますが、現在、省令で規定されております基礎年金番号を法律上、明確に位置づけをし、その利用を適正にするための利用制限等の措置を法律上、明確にするといった改正内容を取りまとめて、今、国会に御提出申し上げているところでございます。

落合委員長 ありがとうございます。

それではただいまの御報告につきまして、御自由に御質問・御意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。斉藤委員長代理、どうぞ。

斉藤委員長代理 今、最後に御説明のあったこの基礎年金番号というのは、いわゆる前から話題になっている、一貫した番号で国民全員に番号を振って管理することを実現しようということですか。

中野総務課長 基礎年金番号につきましては、平成9年に国民年金制度、厚生年金、共済年金等につきまして、統一の番号を付番することで、年金記録の管理を適切にしていこうということで導入をいたしております。それは省令の規定に基づいて、実行上行ってきたものでございますが、今回はこれを法律上きちんと位置づけをしようということでございます。

河審議官 今の追加で、社会保障番号との関係か何かを補足していただいた方がいいのではないかと思います。

中野総務課長 社会保障番号という御議論がございます。これは医療保険あるいは介護保険なども含めた社会保障制度全般について使うための番号という形で、そういった1人1番号を導入したらどうかという御議論がございます。

この基礎年金番号は、年金制度の中で複数の年金制度間の記録の管理をしていくために設けているものでございます。そういう意味で社会保障番号とは違うものだということです。

落合委員長 斉藤委員長代理、どうぞ。

斉藤委員長代理 せっかくここまで詰めてきておられるので、もう世論はソーシャルセキュリティナンバーというのは、昔みたいに反対はないのではないかと思います。いろいろ御意見もあるかもしれないし、考えの違う人もあるかもしれないけれども、社保庁

などの問題、ミスカルキュレーションですとかそういう問題のお話を聞いたり、税の絡みもあるかもしれませんが、公平性の問題から考えると、もう日本はソーシャルセキュリティナンバーというもので一律管理してもあまり世論は反対しないのではないかと思うんですけれども、そういうところまで踏み込んでいこうという考えはないのでしょうか。

今別府企画課長 この法律案を国会に提出する過程で、与党の方でも議論をさせていただきました。勿論、直接はこの社会保険庁の議論ですけれども、やはりまだ一部の先生方ではありますけれども、社会保障番号そのものではありませんけれども、例えば住基ネットとの関係でありますとか、かなり強い御懸念を示された経緯がございますので、社会保障番号がこの法律とは直接は関係ありませんので、それはそれで別に議論をしなくてはいけませんけれども、私が受けた感じは、まだまだ若干こなれていない部分があるのかなという感想は正直持っております。

落合委員長 他にございますか。小幡委員、どうぞ。

小幡委員 これは今、法案で出していらっしゃるところですね。日本年金機構法というのは、個別法でその機構をつくるわけですね。多少違和感があって読んでいたのですが、やるべきことはほぼ決まっていると思うのですが、いちいち委任を受けるという形にしているのでしょうか。何か委任ということが強調されている。

もう一点は、徴収のところですが、これはいわゆる行政徴収権を委任で機構ができるようにするということで、更に悪質な場合に、いわゆる国税の滞納処分の方という話ですが、やる滞納処分自身は同じですね。ただ、ノウハウがあるから国税の方に頼むという理解でしょうか。

中野総務課長 補足をして御説明をさせていただきます。資料2 - の2ページ。横の資料で上から6枚目ぐらいのところがございますが、国と公的年金の役割分担という図がございます。これで国と公法人の関係を御説明したいと思います。

四角の中にごございますけれども、国、厚生労働省に年金特別会計というのを置く。一番下にごございますが、被保険者、事業主の方がおられまして、左から矢印が上に上がっておりますが、保険料の徴収・収納等は直接この国の特別会計に納められるという形になり、年金給付は直接この国の会計から支払われるという関係になります。

その中間に点線がございますが、この部分は左に吹き出しがございますが、国の権限で行う、国の名義で行うわけでございますけれども、事前・事後の事務は法人に委託をした形で法人が担っていくということになります。ここで言う委託と申しますのは、法令上整理をいたしまして、これらの業務については公法人が行うということを確認にしますので、個別について契約を結んで委託をするというものではございません。法令上の整理です。

小幡委員 名義が国と言っても、委任したら、法律上はその権限は一応この年金公法人がやることにはなるということよろしいですね。

中野総務課長 さようでございます。

その上で国税庁との関係でございますが、3ページをご覧くださいと思います。保険料の滞納処分という資料がございます。滞納処分のような権力的な性格を有する業務を行政機関以外に行わせる場合については、事前・事後にしっかり監督をする必要があるということでもありますので、四角の中にございますが、事前の措置として滞納処分については厚生労働大臣の事前の個別認可、どういうやり方をするかということを経営者があらかじめ決めて大臣の認可を受ける。あるいは実施職員の任命について、厚生労働大臣の認可を受ける。こういった事前のコントロール、事後の措置としまして、報告や立入検査、是正命令等の監督を受けながら、この権力的な性格の滞納処分については監督を受けるということになります。

国税庁の関係で4ページ目について簡単にお話申し上げたいと思いますが、基本的には滞納処分もこの公法人が行うわけでございますけれども、悪質なケース。具体的には右下の方に と書いてございますが、財産隠匿が疑われる。あるいは滞納者が権利関係を複雑にして、財産の換価が著しく困難というようなケースについては、国税庁に徴収ノウハウがありますので、そちらをお願いをして徴収を委任するという仕組みです。

小幡委員 中身は、国税徴収法の例による滞納処分というのは同じなわけですね。主体が違うということですね。

中野総務課長 はい。

小幡委員 滞納処分について、この機構に権限委任するという根拠規定を法律上に書くということですね。

中野総務課長 さようでございます。

小幡委員 そうすると、個別認可という意味は滞納処分という大きな塊についての事前の個別認可という言い方をしているのですね。一括としてというのは、個々についての認可ではないですね。

中野総務課長 そこでございますけれども、3ページ目の事前措置の ですが、滞納処分につきましては権力性が強いということで、どの方に対し、あるいはどの事業所に対して滞納処分をするのかを事前の個別認可とします。ただし、大臣の認可を受けた後、具体的な実行行為については法人が行うということにいたしております。滞納処分の場合については、こういう厳格な取扱いにしています。

小幡委員 相手一つひとつについて、個別認可という形ですか。

中野総務課長 さようでございます。

小幡委員 でも、それは結構大変ですね。實際上動かすのはね。

中野総務課長 実行上効率的に行っていく仕組みを今、整理をしております。

落合委員長 他にございますか。逢見委員、どうぞ。

逢見委員 この設立される機構が行う一連の運營業務として、2ページに適用、徴収、記録管理、相談、裁定、給付等というのが挙げられています。こういうことを業務として担うことになるのだらうと思います。その下で更に民間委託をできるということになって

いますね。国から委任を受けた機構が一連の業務をやって、それを更に委託するという契約関係のことで、具体的にどういう部分が民間に委託されることを想定しているのか伺いたいです。

中野総務課長 まず国と公法人の役割分担については先ほど、1のところでお説明しましたように、法令に基づいてこの部分の業務は法人の役割ということが位置づけられまして、それを実施をしていくにあたりまして、契約に基づいて民間にアウトソーシングできる業務を民間事業者をお願いをしていこうということになるわけでありまして、今も既に非常に幅広く民間委託を使っておりますけれども、それを更にどのように拡充していくかについては第三者機関において御議論いただいて、この業務のこの部分をこういう形で外部委託ができるのではないかという基本的な方針を御議論いただいて、お決めいただくということになります。

逢見委員 お伺いしたかったのは、今までは社会保険庁という、いわば国の機関が民間に委託しているという関係だったのですが、今度は公法人である機構が民間に委託することになるわけです。そこで扱うのは、年金業務という、国民にとって非常に重要なものでして、国自体が管理責任を持っているわけです。国も管理責任があるということが法律上明らかになっているときに、機構が民間に委託するときの関係というのは、国は全く関与していないのか。そこにも国の関わりがあるのかどうか。そこを伺いたかったわけです。

中野総務課長 基本的には、先ほどの国と公法人の法令上で整理をされた役割分担に基づいて、公法人の業務とされたものについては、公法人において民間事業者に業務委託を行っていく。適正に業務を達成できるように、責任関係もきちんと公法人が責任を取れる形で業務を委託をしていくという関係になってまいります。その切り分けの仕方については、第三者機関で少し専門的に御議論をいただくということになってまいります。

落合委員長 その第三者機関で切り分けをする場合の指導原理といいますか、どういう物差しで振り分けをやっていくかという基本的な基準みたいなものは、現段階ではどんなようなものになっているのですか。

中野総務課長 この第三者機関につきましては、法律が成立した後、厚生労働省の下ではなく、中立的な内閣官房にその会議の運営を担当していただくことになっております。

内閣官房の下でその会議を運営していただくことになりますので、その段階で具体的にどういう形で議論をしていただくのかということを整理していただくことになります。

落合委員長 例えば効率的で、しかもサービスの向上を図るといふ、ある意味では公共サービス改革法が目指している目標というのがありますね。そういう目標との関連で、一体その第三者機関というものがアウトソーシングをするのに適した業務というものを切り分けるときに、そういう公共サービス改革法がねらっているような目標というものも考慮するのか考慮しないのかですね。その辺のところは当監理委員会としても関心があるところなので、そういう公共サービス改革法が目指すものとの関連で、どういう位置づけになっているのかなということをお尋ねしたわけですが、その辺がもし分かれば。

中野総務課長　そういう意味では、資料の2ページの2のところに業務運営の基本理念という規定に関する記述がございますけれども、この組織改革そのものの基本的な発想の原点と言いますのは、ここがございますように、まず国民の皆さんの御意見をきっちり反映したサービスの提供ができるように、サービスの質の向上を図り、効率化を図っていく。

それから公正・透明性を担保していくといった基本的な考え方というのは当然、第三者機関におけるアウトソーシングについても踏まえていただく必要があることだろうと思います。

落合委員長　他にございますでしょうか。榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員　今の話を聞いていると、法人の職員の採用についての基本的事項ですが、この委員会との差がよくわからないんです。要するにある程度は官民競争で、民にできるものを仕分けしようという機能も持っているわけですね。内閣官房にできるという話なんです。官民競争入札等監理委員会の旧社会保険庁版をつくらうというのか。意味がわからない。

ですからその辺はどうなんですか。我々がやりたいと言っているわけではないですが、ここでやらなければいけない部分があるわけですね。やれる部分があるわけですね。それを第三者機関をわざわざ作って、アウトソーシングできるかどうかを判断するというのが、この官民競争入札等監理委員会と二つの異なった判断ができることになったり、意味がよくわからないのですが、その辺はどうですか。これは社会保険庁の方に聞くのかどうかなのか、よくわからないんです。

中野総務課長　この日本年金機構法案の中がございます第三者機関と申しますのは、まさに社会保険庁という組織を改革し、新たな年金事業運営を担う組織を立ち上げていく、その社会保険庁の機構改革のプロセスの一つとして、第三者の意見をしっかりお聞きをして、新たな組織が直接担うべき部分と外部委託を使って業務を行うべき部分との基本的な考え方を整理していただくものです。そういう機構改革に伴う設立過程の一つとして位置づけられているものであります。

より一般的な意味で、公法人設立後に市場化テスト等をどのように導入し、あるいは活用していくのかという観点から、また御議論いただくこともあるのではないかと思いますけれども、この法律に基づく第三者機関は、あくまで機構改革の過程の一つだという位置づけでございます。

落合委員長　小林委員、どうぞ。

小林委員　基本的に、今、厚生労働大臣から委任を受けてというので、また法人もアウトソースをするのに第三者機関から意見を聞くというところで、私も基本的なことでよく分からなくなったのですが、資料の3ページ目のところに、財務がこの法人の業務に要するに費用を交付するというのがあって、その交付金の用途を明らかにすることが書いてあるじゃないですか。

つまりこの質問の内容は、この公法人を作ることによって、その業務を効率化したりと

か、サービスの一定のレベルを保ったりするんですけども、どうも本当に結果が改善するのかどうかと言ったときに、その法人自体の効率化というのはどこで図るのが分からないくて、特にこの公法人を設けるその意味合いといいますか。そこが財源交付されたときに法人の業務の効率化をどこで図るのかというのが分からないということです。

中野総務課長 この法人につきましては、3ページの5のところにもございますけれども、法人の活動について厚生労働大臣が中期目標の設定をし、中期計画を定めて、取り組みをしていくということになりますので、業務の実施状況については評価という形で、社会保障審議会の方に御報告をし、そこで業務実施状況について評価をしていただくということになります。

そのときに例えば保険料の収納ですとかサービススタンダードの実施状況ですとか、顧客満足度等々、さまざまな角度からこの法人の業務の実施状況というものを御判断いただくことになるだろうと思われまます。

また、経費の使い方について、あるいは経費の業務に要した経費の額なども御報告をし、評価をしていただくということになります。それが厚生労働大臣の下で行われるということになります。

小林委員 そうすると、その財源の交付についての査定といいますか。入るということが前提と考えてよろしいんですか。

中野総務課長 事業計画あるいは予算については厚生労働大臣の認可が必要となりますので、その内容の妥当性については厚生労働省が監督をしていくということになります。

落合委員長 ほかに御意見はありますかと思いましたが、予定の時間を超過しましたので、これで社会保険庁からのヒアリングは終了したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(社会保険庁関係者退席)

落合委員長 それでは、続きまして「公共サービス改革基本方針」におきまして、平成18年度中の措置が規定されております旅券関係の窓口業務等に関する各府省の措置状況について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 資料3に基づきまして、まず初めに、旅券関係の窓口業務の措置に関する通知について、その内容を御説明申し上げたいと思います。

まず、この旅券関係の窓口業務につきましては「公共サービス改革基本方針」によりまして、平成18年度中に措置する事項という形で規定されております。

その具体的内容につきましては、資料ページを振っておりませんので恐縮ですが、資料3の通知の3ページ目の別添の「公共サービス改革基本方針」の抜粋のところでございます。

この中で、四角の「措置の内容等」という項目のところでございますが「(2)旅券関係の窓口業務」としまして、その規定内容として「旅券法(昭和26年法律第267号)で規定する地方公共団体が実施する旅券業務に関し、各地方公共団体の判断に基づき民間

事業者へ委託できることが明確にされたことを踏まえ、その旨、インターネットその他適切な方法により公表・周知する」という規定が、昨年12月22日に決定された「公共サービス改革基本方針」の中で規定されております。今般の旅券関係の窓口業務の通知につきましては、この規定を踏まえまして対応したものとなっております。

最初の1ページ目に戻っていただきまして、この通知の概要について簡単に御説明申し上げます。

まず「記」の「1 公共サービス改革法の趣旨」でございます。

「記」の1におきまして、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図る改革を実施する公共サービス改革法の趣旨が規定されております。

併せて、なお書きのところでございますが、公共サービス改革法におけます地方公共団体の位置づけを規定しております。具体的に申し上げますと、地方公共団体の官民競争入札、民間競争入札の実施、公共サービスの改革の実施に関しては、地方公共団体の判断に基づき実施されるといった規定が「記」の1で規定されております。

次に「記」の「2 旅券法上の法定受託事務に係る留意事項」でございます。旅券法で規定する法定受託事務、すなわち地方公共団体が実施することとされております事務につきまして、留意事項を規定しております。

具体的には、旅券業務の中で都道府県が行うこととされております事務、例えば申請書の受理、旅券の作成・交付等といった、都道府県が行うこととされている事務につきましては、旅券法上民間委託が禁止されているものではないこと。

2ページ目に行きまして、このため、これら事務につきましては、各都道府県の判断によりまして民間委託が可能であることが規定されているところであります。

併せて、今般の通知を发出する主な目的でございますが、こういった状況を踏まえまして、都道府県に対して、これら都道府県が行っております事務に関する民間委託の実施について、各都道府県において広く検討を求めるとともに、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図る観点から適切な場合には、これら旅券関係業務の窓口業務の民間委託を進める旨、規定しているところであります。

本通知につきましては、2月9日付で各都道府県の総務部の方に发出されているところでございます。併せて、内閣府のホームページにも掲載されているところでございます。

簡単でございますが、旅券関係窓口業務の通達の内容については以上でございます。

引き続きまして、国民健康保険関係の通知について御説明申し上げます。

事務局 委員限りになっている資料の「『公共サービス改革基本方針』の改定（国民健康保険関係の窓口業務及び国民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項）」について」の通知に関して御説明させていただきます。

この通知の一番最後のページです。旅券と同じく「公共サービス改革基本方針」、12月22日閣議決定のものが記載されております。

「別表」のうち「7. 窓口関連業務」ですが、そのうちの「(3) 国民健康保険関係の

窓口業務」。読みますと「 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）関係の一定の各種届出・申請の受付業務及び各種文書の引渡業務について、各地方公共団体の判断に基づき民間事業者へ委託できることを明確にするために必要な措置を、監理委員会と密接に連携しつつ、平成 18 年度中に講じる」。

下に行きまして「 8 . 徴収関連業務」で「（ 2 ）国民健康保険料等の徴収業務に関する措置」。「措置の内容等」といたしまして「 地方公共団体において実施する国民健康保険料等の徴収業務のうち、電話、文書、滞納者宅への訪問による自主的納付の勧奨について、各地方公共団体の判断に基づく民間事業者への委託が円滑かつ適切に実施できるようにするため、平成 18 年度中に必要な措置を講じる」。

この基本方針の別表に基づきまして、これから厚生労働省が発出する通知でございます。

1 枚目に戻っていただきまして、本文は国民健康保険関係の窓口業務並びに国民健康保険料及び介護保険料の徴収業務について、市町村の事務であり、特定公共サービスには含まれないが、市町村の判断に基づいて民間委託を行って差し支えない旨を、基本方針の別表に基づいてこれを周知するものであるというような内容になっております。

この通知のうち、私は窓口業務に関連する部分を説明させていただきます。

「 I 公共サービス改革法の趣旨」は、先ほどの旅券と同じ内容なので、割愛させていただきます。

「 II 国民健康保険関係の窓口業務の民間委託に関する留意事項」で「 1 別表の趣旨」なんですが、これは基本方針に基づいての通知ということで、読みますと「国民健康保険関係の窓口業務のうち、各種届出書・申請書の受付、申請者に対する制度に関する情報提供等及び証明書等の文書の引渡業務など、処分に当たらない事実上の行為については、国民健康保険法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないものである」。これを明記しております。

以上の点を踏まえて、各市町村は、公共サービスの受益者である住民の立場に立って、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図る観点から検討するものであるというような内容です。

「 2 具体例」に行きますと、これら民間委託の可能な業務に関して例示をしているということです。 ~ ということで、具体的にどんな業務ができるかを例示しております。

「 3 留意事項」の「（ 1 ）民間委託の範囲」で、現行法の下では民間委託できないものをイ～ハでうたっております。主に届出書に必要な書類の添付に関する、形式上の要件に適合していることの判断等に関しては民間委託ができない。

「（ 2 ）個人情報の保護」ですが、これは国民健康保険の被保険者に関する情報に関して、遺漏のないように、特に十分に留意を払っていただきたいというような内容を個別具体的に書いてあります。

以上が、窓口業務に関する部分でございます。

事務局 引き続きまして、国民健康保険料等の徴収業務の部分でございます、ただい

まの資料の 4 ページ目になりますけれども、基本方針の別表の趣旨が最初に記載されておりまして、徴収業務にノウハウを有する民間事業者を活用することを通じまして、徴収能力の向上や徴収事務の効率化を図ることを検討する必要性が高まっているというような記載があります。

2 で、民間委託可能な具体例が記載されております。事実上の行為に当たる業務として、基本方針の別表にありましたような、電話や文書による自主的納付の呼びかけでございますとか、滞納者宅への訪問による自主的納付の勧奨といったことが挙げられております。

(2) では、強制処分についても、それに関連する補助的な業務については民間委託が可能だという具体例が述べられておりまして、インターネットオークション、その他の事務が列挙されているという構成になっております。

最後に「 3 留意事項」が挙げられておりますけれども、特に「(2) 個人情報の保護」のところ、窓口業務のところでも触れられておりましたけれども、情報の他用途利用の禁止でありますとか、委託業務の再委託の禁止というようなことが触れられているということでございます。

あと、本日資料がまだ来ておりませんけれども、残り、地方税の徴収業務に関する措置というのがございまして、平成 18 年度中に先進的な取組事例を自治体に周知するということになっていたものでありますけれども、これにつきましては、総務省で先進事例の状況確認等の作業が終わり次第、来週には発出する予定であるというふうに聞いております。

説明は以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしければ、次の議題に移りまして、登記関連業務、乙号事務につきまして、これらの業務を民間委託可能とするための公共サービス改革法一部改正法案が今通常国会に出されているということでありまして、その内容につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局 御説明申し上げます。資料 4 をご覧になっていただきたいと思っております。「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案について」ということでございます。

この法律案の中に入る前に、まず公共サービス改革法の法律の仕組み、制度について簡単に御説明申し上げますと、この法律は御案内のとおりでございますが、昨年 7 月に施行されております。その中で、官民競争入札、民間競争入札の対象とする公共サービスにつきまして、民間事業者の参入を可能とするための措置として、必要に応じて、法律上、それぞれ、その公共サービスを所管する法律の内容によっては、民間委託、民間事業者に行わせることはできないといった規定もございまして、そういった中身を持つ公共サービスであれば、この公共サービス改革法の中で法律の特例措置というものを設けることを可能とする仕組みとなっております。

こういった法律の特例措置に関しまして、昨年 12 月に閣議決定されております「公共サ

「サービス改革基本方針」の中で、登記事項証明書等の交付及び登記簿の閲覧に関する事務、これは乙号事務という呼び方をしておりますが、こういった証明書の交付、登記簿の閲覧に関する事務について、官民競争入札等の対象事業ということで閣議決定されております。

併せて平成 19 年の通常国会において、不動産登記法等の特例規定を整備する旨、基本方針の中で規定されているところでございます。

こういった基本方針を受けまして、今般の一部改正法案におきましては、こういった乙号事務、証明書の交付、登記簿の閲覧に関する事務について、民間事業者に対する委託を可能とするための不動産登記法等の特例措置を、この公共サービス改革法の中に追加するといった改正の背景ということになっております。

具体的に法案の概要を申し上げたいと思いますが、まず、新たに公共サービス改革法の中に 33 条の 2 という形で条文を、不動産登記法の特例という形で 1 条追加する形となっております。

具体的に、法案それぞれの各項の規定ぶりについて、資料 4 の概要のところで御説明申し上げます。

資料 4 の 1 枚目の「不動産登記法等の特例」の(1)の規定内容が、法案の第 1 項の規定内容になっております。

第 1 項につきましては、登記事項証明書の交付及び登記簿の閲覧に関する事務について、官民競争入札、または民間競争入札の対象とすることができる旨、規定がされているところでございます。

この規定につきましては、現行の不動産登記法等におきまして、登記所における事務については登記官が取り扱うこととされております。こういった法律の規定等を踏まえまして、登記所で行っている証明書の交付、登記簿の閲覧に関する事務を包括的に民間事業者へ委託するためには法律上の規定が必要になるだろうということで、そういった整理の下で第 1 項を規定しているところでございます。

「不動産登記法等の特例」の(2)でございますが、これは法案で申しますと、第 2 項に該当するところでございます。

先ほどの繰り返しになりますが、今般の証明書の交付、登記簿の閲覧に関する事務につきましては、これらの事務を包括的に民間事業者へ委託をする形式を取っております。例えば、他の措置との比較で申し上げますと、現行の公共サービス改革法の 34 条では、地方公共団体の窓口業務として規定されているところがあります。これにつきましては、申請書の受け付けと証明書の引渡しといった、入り口、受け付け、引渡しの部分のみ民間委託が可能とされているところでありますが、今回の登記事務につきましては、この申請の受け付け、受け付けた後の証明書の作成行為、その後の証明書の引渡しといった一連の業務を包括的に民間委託する形となっております。

そういった性質を踏まえまして、受託して事業を実施する民間事業者に関するいろんな担保措置を、契約のみではなくて法律の中で規定することが必要である。そういった観点

から、第2項以下、もろもろの担保措置の規定を定めているところでございます。

(2)でございますが、そういった趣旨を踏まえまして、公共サービスを実施する民間事業者の要件としまして、例えばその業務を実施する知識及び能力を有している、個人情報 の適正取扱措置を行っている民間事業者といった要件を定めているところであります。

(3)でございますが、この業務を実施するにあたって知り得た情報の目的外利用禁止規定を、法案で申し上げますと第3項に規定しております。

(4)でございます。公共サービスを実施する民間事業者は登記簿等の取扱いを行いますので、そういった物品、あと、システムを活用して業務を行いますので、そういった設備・物品の適正取扱義務を4項で規定しております。

(5)でございますが、実施に当たって、業務の実施状況の報告といった義務を課しているところでございます。

(6)につきましては、民間事業者に対する業務停止命令、または契約の解除命令といった、法務大臣による監督上の措置の規定を、法案で言えば第6項から第8項で定めているところであります。

以上が、本法律案の概要となっております。

なお、本法律案につきましては3月6日に閣議決定されておりました、同日付で国会の方に提出されているところでございます。

今後につきましては、衆議院、参議院の内閣委員会で審議される予定となっております。審議状況等につきましても、委員の皆様方に今後逐次御報告させていただきたいと思っております。簡単ではありますが、法案の内容につきましては以上でございます。

落合委員長 いわば、公権力の行使という性質を持ち得るようなものについても、官民競争入札、あるいは民間競争入札の対象にするという意味では、公共サービス改革法の趣旨を十分体现した一つの例であると受け止められる、不動産登記法等の特例に関する御説明ですが、何か御意見・御質問がありましたらお願いしたいと思います。

どうぞ、小幡先生。

小幡委員 私も、落合委員長がおっしゃるように、まさにこういうものが本来あるべき姿かなと思っておりますが、そうすると、証明書の交付は民間事業者の名前でやるということになるのですか。

事務局 交付自体の名義は登記官の名前でやるということで、実際、業務を実施するのは民間事業者になるのですが、あくまでも名義は登記官という形です。

小幡委員 そうすると、民間事業者の名前は載らないですか。

事務局 民間事業者の名前は、規定の仕方はどうなるかというのは、実際上の、例えば受託民間事業者の名前を入れるかどうかというのはあるかもしれませんが、登記官の名義で引き続き、従前どおり変わらず発行するという位置づけは変わらないということになっております。

小幡委員 わかりました。そこら辺の整理があるのかなと思っております。

落合委員長 それでは、時間の関係もありますので、次の議題に移りたいと思います。

2月14日の監理委員会におきまして、当面の監理委員会の進め方についてお決めいただいたわけですが、これにつきまして審議体制や各担当委員の割り振りを御確認いただきたいと思います。この点につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

熊埜御堂参事官 それでは、私の方から御説明をさせていただきます。

2月14日に、監理委員会の当面の進め方ということでお決めいただきました。それを受けまして、お手元に資料5というのがあります。平成19年4月1日以降でございますが「監理委員会の体制（案）」ということで作成させていただきました。

2月14日にお決めいただきましたときには、ハローワーク、公物管理、徴収、施設・研修等については、適宜、担当委員と専門委員による会合として分科会を開催する。また、統計調査については、当面、統計部会において検討ということになってございましたが、統計部会は3月末で部会を閉じるということがございますので、ここにございますように、ハローワーク等、徴収、施設・研修等、公物管理、統計調査、この五つの分科会ということで、公共サービス改革小委員会の下に置かれる形で進めさせていただくということになると考えております。

それから、窓口につきましては、地方公共サービス部会において検討ということでお決めいただいておりますので、窓口関連業務については地方公共サービス部会の下で検討させていただくということがございます。

各分科会の担当委員の割り振りでございますが、恐縮ですが、ここには載っておりませんけれども、御紹介する形で確認をしていただければと考えております。

まず、地方公共サービス部会でございますが、設置期限は3月末までということになっておりますので、1年間延長するという事で事務的な手続を進めさせていただくとともに、これまでお願いしております部会長、部会長代理、部会委員については引き続きということで、部会長は本田委員、部会長代理は増田委員。あと、部会委員には森委員、吉野委員ということで、4名で進めさせていただきます。

また、入札監理小委員会でございますが、主査は榎谷委員、副主査は小林委員ということで、これまでどおり、入札監理小委員会は実施要項の審議等を中心に進めさせていただくということになります。

分科会でございますが、ハローワーク等分科会につきましては、主査は落合委員長、副主査は逢見委員、吉野委員ということで進めさせていただきます。

徴収分科会でございますが、主査は森委員、副主査は本田委員ということでお願いいたします。

施設・研修等分科会でございますが、主査は小幡委員、副主査は寺田委員ということでお願いいたします。

公物管理分科会でございますが、主査は増田委員、副主査は逢見委員ということでお願いいたします。

統計調査分科会でございますが、主査は斉藤委員長代理、副主査は欠員になっておりますが、一応、4月1日以降、それで始めさせていただくということで考えております。

また、表にありますとおり、適宜、専門委員を追加させていただいて審議に参加していただくことになるわけでございますが、専門委員は現在、任命手続を進めているところでございますが、任期は平成19年4月1日から1年ということで事務手続を進めているところでございます。

私からの説明は、以上です。

落合委員長 ありがとうございます。それでは来年度は、今、事務局から説明があったとおりの体制で審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、各専門委員の割り振りを含めました新たな体制につきましては、4月1日以降、速やかに公表させていただきたいと思っておりますので、この点よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、御了承願ったということで、そのようにさせていただきます。

続きまして、施設・研修等分科会の当面の進め方につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料6に沿って御説明させていただきたいと思っております。「施設・研修等分科会の当面の進め方について(案)」という紙でございます。

「1.施設・研修等分科会について」でございますが、本分科会の位置づけといたしましては三つの大きなテーマで「新規テーマ」「民間等要望の積み残し案件」「独立行政法人」に係る業務等を中心に検討することとしております。

また、検討テーマ別に、具体的には「新規テーマ」につきましては、法の第二条第4項第一号イからニに掲げる「施設の設置、管理、運営」「研修」「相談」「調査・研究」といった業務についての検討を考えております。

また「民間等要望の積み残し案件」につきましては、具体的にはヒアリングを昨年実施したのみであったもの、またはいまだヒアリングを実施していないもの等について検討する予定でございます。

「独立行政法人」につきましては、本年度は平成19年度見直し対象の独立行政法人を中心に検討していく予定でございます。

「2.当面の進め方」で「(1)新規テーマ」につきましては、基本的には当面「施設の管理・運営」「研修」、こうした業務に係るものにつきまして、各府省に対して、自主的に見直しの検討をお願いし、これらが「市場化テスト」の対象となり得るか否かについての提案を依頼することとしております。これにつきましては、4月以降、順次ヒアリング等を実施していくというふうに考えております。

めくっていただきまして、2ページ目でございますが「(2)民間等要望の積み残し案件」につきましては、具体的には昨年ヒアリングを実施したものといたしまして、広報・普及啓発。また、いまだヒアリング等を実施していないものといたしましては、許認可・

検査、内部管理等の業務がございますが、これらにつきましては、当面、事務局において検討を進めまして、必要に応じて各府省からのヒアリングを実施するというにしたいと思っております。

「(3)独立行政法人」でございますが、平成19年度見直し対象の独立行政法人、合計23法人でございますが、これらにつきましては、事務局において当面検討を進めた上で、必要に応じて各府省ヒアリングを進めていくということにさせていただきたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。

施設・研修等は、我々としても公共サービス改革法の対象にするものの中の一つの有力な分野であろうと考えておりますので、この分科会を中心として、更に検討を進めて成果を出したいということしていきたいと思いますが、何か御意見ございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、本日予定いたしました議題につきましてはすべて終了ということになりましたので、本日の監理委員会はこれで終了ということにしたいと思います。